

八戸市協働のまちづくり市民会議

みんなのまちづくり ニュースレター



H16.2.21 わいぐ交流会議



H15.12.19 第2回協働のまちづくり研修会
「地域コミュニティこそまちづくりの原点」



H16.1.17 第3回協働のまちづくり研修会
「人をつなぐ地域をつなぐNPO」

各委員会の実施状況（12月以降）

開催日時	会議・研修会など	回	開催日時	会議・研修会など	回
12月 9日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第8回	2月 3日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第12回
15日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第7回	5日	地域コミュニティ振興検討委員会	第10回
16日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第9回	9日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第10回
18日	地域コミュニティ振興検討委員会	第6回	12日	地域コミュニティ振興検討委員会	第11回
1月 8日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第10回	17日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第13回
9日	地域コミュニティ振興検討委員会	第7回	3月 2日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第14回
15日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第8回	3日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第11回
19日	地域コミュニティ振興検討委員会	第8回	11日	地域コミュニティ振興検討委員会	第12回
20日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第11回	16日	協働のまちづくり推進条例検討委員会	第15回
27日	地域コミュニティ振興検討委員会	第9回	17日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第12回
29日	市民活動（NPO）促進検討委員会	第9回	22日	協働のまちづくり市民会議（全体会議）	第3回

協働のまちづくり 推進条例検討委員会 からの報告



昨年 12 月、市民の皆さんに条例骨子案を広報などを通じてお知らせし、同時に意見を募集しましたところ、多くの方から貴重なご意見をよせていただきました。これまでの、行政主導から市民と行政（市）との協働（パートナーシップ）のまちづくりへ転換するためには、この条例は重要なものと考えています。委員は、八戸市民一人ひとりの意見と意欲を条例案策定に生かしたいとがんばっています！！。

第 5 回～第 11 回

第 2 回全体会議をふまえ、条例の位置付けを再確認した後、委員から出された具体的な意見内容を分類し項目化したものから、条例の枠組みと骨子案について毎回議論し、追加・修正および構成の見直しを検討してきました。

話し合われた項目から

- ・ 条例の位置づけ
- ・ まちづくりの基本理念（協働の方向性）
- ・ 市民の役割・権利子どもの権利・役割
- ・ 情報共有の原則
- ・ 説明責任の原則
- ・ パブリックコメント制度
- ・ 政策提案制度
- ・ 市民投票
- ・ 地域コミュニティ活動の推進
- ・ 市民活動の推進
- ・ 地域コミュニティ自治の仕組みづくり
- ・ 行政内外との連携

第 12 回

「条例骨子案に対する意見募集」へ寄せられた意見に対し、回答として委員の考えを話し合うと同時に、いただいた意見をいかに条例案に反映できるか検討しました。

（仮称）協働のまちづくり推進条例

骨子案に対する 市民の皆さんからの 意見と回答



皆さんからいただいた意見の一部と、それに対する委員会の回答をお伝えします。

- 意見 前文に、市民憲章の位置づけを考慮してはどうですか。
- 回答 委員も同感です。が、市民憲章をそのまま入れることは難しく、その考え方に基づいてまちづくりの基本理念を考えています。
- 意見 旧市民病院跡地の活用を考えて欲しい。
- 回答 本条例はまちづくりの基本理念を定めるものであることから、個別具体的な事業内容を直接盛り込むのは難しいと思われませんが、市民皆さんの意見や考えを政策に反映させるシステムを作り上げる基礎となるものになりたいと考えています。
- 意見 行政と市長を分ける必要はない。
- 回答 市長は執行機関の長としての役割があり、長が変わっても市長の役割を明確にすることで、引き続き条例が生かされるようにしたいと考えます。
- 意見 子ども、未成年などの参加について、原則不要なことは書かない。
- 回答 20 歳未満の市民には選挙権がなく自治システムの外におかれた存在であります。子どもにもその年代に応じた地域との関わりがあります。子ども自身に影響を及ぼす内容等については、当事者としての権利があることを明記したいと考えます。

「パブリックコメント制度」とはなに？

「市は市民に対し、公共事業等の計画実施について事前に説明を行い、意見を求め、いっしょに話し合い、その結果を政策に反映させていこう」という制度。

パブリック・コメントの手続きは、市の基本的な政策や企画の立案の段階で市の説明責任を果たすとともに市民の意思を確認し、反映させるために、政策案・企画案の段階で市民への趣旨や目的、内容等の情報を広く公表し、市民・事業者等からの意見や情報の提供を受け、その概要と市民・事業者等からの意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいいます。



市民活動(NPO) 促進検討委員会 からの報告

前回のニュースレターから、5回の委員会が開催され、市民活動促進指針（以下、指針）全体の枠組み、指針の背景や理念、市民活動支援（資金的支援）について議論してきました。

については、議論が始まったばかりですので、他の2つについて報告します。

指針の枠組み（構成）

以下、次の枠組みに従って、今後議論していく予定です。

- 1 指針の理念・目的
 - ・指針の背景、目的
 - ・行政や企業、市民、市民活動団体の役割
 - ・支援や協働のあり方
- 2 市民活動の支援、促進
 - ・資金的支援（新しい仕組みの検討）
 - ・情報収集、蓄積、提供、相談
 - ・施設等、基盤・条件整備
 - ・人材育成支援
 - ・事業（コミュニティ・ビジネス含）支援
- 3 協働、パートナーシップ
 - ・市民活動団体への委託事業
 - ・共同事業、事業の後援・共催
 - ・政策提案・立案、調査・研究
 - ・サポートセンター「わいぐ」の運営
- 4 体制整備
 - ・情報体制
 - ・中間支援組織
 - ・行政の体制
 - ・評価方法の確立

この点では、2月21日の「わいぐ交流会議」の中で、市民の皆さんと直接議論する機会を設けました。その報告は次回に。

指針の背景や理念

指針の背景や理念については、議論の最中ですが、概略すると以下のとおりです。

1) 指針の背景と市民活動の役割

（なぜ、市民活動の促進が必要なのか）

自治体の財政難や地方分権改革などで地方



自治や公共サービスのあり方が問われる一方、まちづくりや地域活性化の取り組みの中で、市民が主体となって取り組まれるものも増えてきました。また、長引く経済不況の中で、地域に密着したコミュニティ・ビジネスに注目が集まっています。

自立する地域社会の主体として、市民活動には、次の役割が期待されています。

- ・人と人との「新しい紐帯」（交流）
- ・多様な「自己実現の場」
- ・地域社会への「参加の窓口」
- ・地域課題の「解決の手段」
- ・新しい「公共の担い手」
- ・「コミュニティ・ビジネス」の担い手
- ・先進的な活動を「実験」的に行う主体

2) 目的（指針の目指すものは何か）

指針では、「市民活動への参加の裾野の拡大」と「市民活動の自立的発展、育成」を目的として、市民活動の支援や市民活動団体と他の主体との協働のための、基本的なルール・仕組み、施策を示します。

3) 行政や企業（事業者）、市民、市民活動団体の役割

各主体が、地域社会の一員として、それぞれの役割を果たしながら、協力しあって「公」を支えていくことが必要です。今後の議論を通じて、そのあり方について深めていきたいと思えます。

「コミュニティ・ビジネス」とはなに？

地域の資源を生かして地域の課題に取り組む住民主体の地域密着型のビジネスのこと。ビジネスであるから利益が生じるが、必ずしもそれだけが目的ではない。ビジネスを通して行われる、地域課題の解決や生きがいも主な目的である点で、一般のビジネスとは区別される。

地域コミュニティ 振興検討委員会 からの報告

平成 16 年 9 月を目途に地域コミュニティ振興指針の最終案決定に向け協議を進めております。

前回報告の基礎研究、現状概観と、地区公民館の聞き取り調査と分析をもとに、「地域の実態と問題点の把握」をし、下記に示したキーワードを設定してみました。その項目ごとに各委員が意見を提出、それに基づいて協議を重ねております。まだまだ委員会は続きます。



これまでの委員会の経過

第 5 回～第 6 回 地域の実態と問題点把握
第 7 回～第 9 回 指針のキーワードを設定

設定したキーワード

- 1 地域コミュニティの定義
- 2 地域コミュニティ振興の必要性(目的)
- 3 地域コミュニティの目指すべき姿
- 4 地域活動の推進
- 5 コミュニティ教育
- 6 市民
- 7 公民館
- 8 町内会
- 9 学校
- 10 行政
- 11 地域コミュニティ自治組織
- 12 地域コミュニティ振興策
- 13 その他

キーワードについて 議事録の中から



- ・地域のまちづくりは、住民ニーズに行政が対応する方法に改め、地域コミュニティと行政が自立した対等の関係で協力し合って、協働のまちづくりを進める必要がある。(目的)
- ・ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団。(定義)
- ・住民は地域のさまざまな活動を選択し、自由に参加が出来る。(めざすべき姿)
- ・地域づくりの主体であるということを確認する。(住民の役割)
- ・生涯学習の拠点、地域情報の拠点(公民館)
- ・生活環境の維持改善。幅広い世代の町内会活動の参加を目指す。(町内会)
- ・学校関係者の地域活動への参加。(学校)
- ・市は地域づくりの輪に入り、地域と市が一体となった地域づくりを行う。(行政)
- ・各種地域活動が活発化するように、停滞している活動を見直す。(地域活動)
- ・地域づくりに関する人材育成の場と機会を設ける。(コミュニティ教育)
- ・地域の多様な活動を結ぶコーディネーターや、地域と行政を結ぶコーディネーターの設置。(自治組織)
- ・地域自ら地域の将来像を創造し、コミュニティ計画を策定する。(振興策)

編集後記

多くの皆さまのご意見をもとに、市民が市民のためのまちづくりができるようにと、何度も何度も会合を重ねております。これからも忌たんのないご意見を、お願いいたします。

【お問合せ】

協働のまちづくり市民会議事務局
(八戸市市民生活部市民連携課)
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1
Tel 0178-43-2111 内線 627
Fax 0178-47-0746
E-mail renkei@city.hachinohe.aomori.jp

